建設機械の排出ガス対策と地球温暖化対策の現況

森川博邦

建設機械の排出ガス対策は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく使用規制が2006年10月1日より開始されているが、将来の環境基準達成を確実なものにするため更なる排出ガス規制が必要であり、現行の基準値を約9割削減する次期規制が2011年から導入される。

次期規制においては,排出ガス後処理装置等新たな技術要素の導入を前提としており,建設機械メーカーによる開発努力はもとより,技術の実効性を担保するためには,ユーザーによる使用段階の努力も不可欠である。

また、建設施工においては、排出ガス対策のみならず地球温暖化対策も求められており、建設機械メーカー、ユーザー双方の連携が必要である。

キーワード:建設機械,機械施工,環境対策,排出ガス,地球温暖化対策,NOx,PM,CO2

1. 建設機械の排出ガス対策について

(1) これまでの取り組み

建設機械からの排出ガスについては、台数では自動車全体の1.3%であるにもかかわらず、建設機械から排出されるNOx及びPMの総量は、自動車等の移動排出源から排出される総量のうち、それぞれ16.8%、10.9%(平成17年度時点)を占めており、排出ガス対策が求められている。

これに対し、国土交通省では、平成3年に建設機械 の排出ガス基準値(その後第2次基準値(平成13年). 第3次基準値(平成18年))を定め、基準値を満足す る建設機械を指定する制度(排出ガス対策型建設機械 指定制度)を導入するとともに、国土交通省発注工事 において排出ガス対策型建設機械の使用を原則化する ことにより、建設機械の排出ガス対策に取り組んでき た。一方、既に導入されていた公道を走行する特殊自 動車の排出ガス規制強化に合わせる形で、建設機械を はじめとする公道を走行しない特殊自動車(以下「特 定特殊自動車」) についても、排出ガスの寄与率の大 きいエンジン出力帯(19~560kW)について同一の 排出ガス基準値により排出ガス規制を導入することと なり, 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法 律」(以下「オフロード法」) に基づく使用規制が、平 成18年10月1日より開始された。

(2) オフロード法の概要

オフロード法においては、規制開始日(平成18年10月1日以降で、燃料及びエンジンの出力帯毎に定められた日)以降に製作された特定特殊自動車については、技術基準に適合したものを使用しなければならない。また、特定特殊自動車の製作者等は、特定特殊自動車の製作前に国に届出等を行い、技術基準に適合した特定特殊自動車には、基準適合表示(図一1)を付すことができることとされている。

なお、特定特殊自動車には車検のような制度がないため、使用過程においても基準に適合することを担保する枠組みとして、特定特殊自動車の使用場所に立入検査等を行い技術基準に適合しない状態になったと認められるときは、主務大臣より必要な整備を行う命令(以下、技術基準適合命令)を発することがあり、この命令を無視した場合は罰則の対象となる。(ただし、規制開始以前から使用している等、法の規制対象外の

名称	基準適合表示	少数特例表示	確認証
表示	特型物質の影響 排出ガス基準 連合車・ があるまです。	9度特別基本 適合車	表示の代わりに個々に 確認証が交付
備考	法律に基づく技術基準 を満たすものとして、型 式届出された車両に表 示	一定台数(30台/年か つ承認後の総生産台 数100台)以下の製作・ 輸入をするものとして国 が承認した車両に表示	使用者が製作等した建 設機械などの場合で、 個別に検査を受け、技 術基準に適合している ことが確認されたもの に対して交付

図―1 オフロード法における基準適合表示等

建設の施工企画 '10.1

種別		製作日	H18	H19	H20	H21	H22
軽油							
	19kW以上	経過措置期間		H20.8猶予	期間終了		
	37kW未満	使用規制		H19.10共			
	37kW以上	経過措置期間					
	56kW未満	使用規制			H20.10克	見制開始	
	56kW以上	経過措置期間			H22.8猶予其	期間終了	
	75kW未満	使用規制		H20.105			
	75kW以上	経過措置期間	I期間		明問終了		
	130kW未満	使用規制		H19.10其			
	130kW以上	経過措置期間		H20.8猶予	期間終了		
	560kW未満	使用規制	H18.10表	見制開始			

- ※表示がなくても使用できる特定特殊自動車について(使用規制の適用除外) ・使用規制開始前(例:軽油を燃料とした130kW~560kWであればH18.10.1以前)に製作された車両 (現在使用している車両含む)
- ·経過措置として旧モデルで製作される東面(継続生産車)
- モデルチェンジまでの期間を考慮し、使用規制開始後であっても旧モデルの車両を猶予期間終了まで約1~
- ・その他(使用の開始前に個別に主務大臣の検査を受け、技術基準に適合することの確認を受けた場合等)

図一2 出力帯毎の規制開始日及び規制適用除外について

特定特殊自動車は、技術基準適合命令等の対象外であ る (図―2)。)

また、国土交通大臣からは「建設業に係る特定特殊 自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」によ り、建設業において使用される特定特殊自動車に対し て、排出量を増加させないための燃料の使用、及び点 検整備の実施に努めるべきことが示されている。

(3) 排出ガス対策型建設機械(第3次基準) 指定 制度の概要

建設施工における排出ガス対策を進めていくために は、オフロード法に基づく基準適合表示の付された建 設機械の普及促進と併せて、オフロード法による使用 規制の対象外となっている可搬式建設機械(発動発電 機等) やエンジン出力が 19 kW 未満の小型建設機械



: 道路運送車両法及びオフロード法の規制対象機種

-- 指定制度で対象とする機種

図─3 排出ガス対策型建設機械(第3次基準)指定制度の 対象機械について

についても、排出ガス対策を図っていくことが重要で ある (図―3)。

このため、オフロード法と同等の基準を満足する建 設機械について、排出ガス対策型建設機械 (第3次基 準)として指定する制度を平成18年3月に創設し、 オフロード法による使用規制対象外の建設機械の排出 ガス対策を進めている。

なお、第3次基準排出ガス対策型建設機械指定制度 では、道路運送車両法及びオフロード法で指定及び届 出がされた車両は指定の対象外であるが、オフロード 法施行前に製作されたオフロード法届出車輌と同一モ デルについても、オフロード法と同等の基準を満たし ていることを示す意味で、第3次基準適合ラベル(図 一4)を貼付出来ることとしている。また、基準より 黒煙濃度が1/5に低減された建設機械については、ト ンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定を行 うことで、トンネル工事における坑内作業の環境改善 を図っている。

	可搬式建設機械の 表示	車両系建設機械の 表示	トンネル工事用建設 機械の表示
表示			

図―4 排出ガス対策型建設機械(第3次基準)指定ラベル

(4) 排出ガス対策型建設機械の普及促進について

建設機械の排出ガス対策の実効性向上のためには. 基準適合車が円滑かつ早期に普及する必要がある。こ のため、取得に係る支援措置として、中小企業投資促 進税制や、株式会社日本政策金融公庫によるオフロー ド法の基準適合表示の付された特定特殊自動車及び排 出ガス対策型建設機械(第3次基準)に対する低利の 融資制度が認められている。

(5) 更なる排出ガス対策に向けて

これまでの取り組みにより、排出ガス対策型建設機 械の普及は順調に進み、平成19年度末時点で排出ガ ス対策型建設機械の普及率が約75% (バックホウの 場合)に達するなど効果をあげている。しかし早期の 大気環境改善のためには更なる排出ガス規制が必要 であり、中央環境審議会第9次答申(平成20年1月) において, 今後, 自動車全体に占めるディーゼル特殊 自動車の粒子状物質 (PM), 窒素酸化物 (NOx) の 寄与割合が増加すること, また, 今後ディーゼル特殊 自動車についても PM、NOx 後処理装置の導入が可

建設の施工企画 '10.1 6

能になると考えられることから、将来の環境基準達成 を確実なものにするためには、ディーゼル特殊自動車 の排出ガス対策を行うことが必要である旨が示され、 2014年までに現行のオフロード法の基準値を約9割 削減(NOx,PM の場合)する次期規制を導入するこ ととされており、 基準の国際調和の観点より

- ・新試験モードとして NRTC モードの採用
- ・2段階で規制強化
- ① 2011 年~

PM 後処理装置の導入や燃焼の改善を前提

② 2014 年~

NOx 後処理装置の導入を前提 とすることとなった。

新たな規制の導入にあたっては、これまでと同様エ ンジン出力帯毎に排出基準値や規制開始期日が定めら れる予定であり、2009年9月10日から1ヶ月間パブ

○ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値比較表

定格出力	co		NMHC		NOx		PM		ディーゼル黒煙	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
19kW 以上										
37kW 未満	5. 00	5. 0	1.00	0. 7	6.00	4. 0	0.40	0. 03	40%	25%
のもの	(6. 50)	(6.5)	(1. 33)	(0.9)	(7. 98)	(5.3)	(0.53)	(0.04)		
				▲30%		▲33%		▲93%		
37kW 以上										
56kW 未満	5. 00	5. 0	0. 70	0.7	4. 00	4. 0	0.30	0. 025	35%	25%
のもの	(6.50)	(6.5)	(0. 93)	(0.9)	(5. 32)	(5.3)	(0.40)	(0. 033)		
								▲92%		
56kW 以上										
75kW 未満	5. 00	5. 0	0. 70	0. 19	4. 00	3. 3	0. 25	0. 02	30%	25%
のもの	(6.50)	(6.5)	(0.93)	(0. 25)	(5. 32)	(4. 4)	(0. 33)	(0.03)		
				▲73%		▲18%		▲92%		
75kW 以上										
130kW 未	5. 00	5. 0	0. 40	0. 19	3. 60	3. 3	0. 20	0. 02	25%	←
満のもの	(6. 50)	(6.5)	(0.53)	(0. 25)	(4. 79)	(4. 4)	(0. 27)	(0.03)		
				▲53%		▲8%		▲90%		
130kW 以										
上 560kW	3. 50	3. 5	0. 40	0. 19	3. 60	2. 0	0. 17	0. 02	25%	←
未満のも	(4. 55)	(4. 6)	(0.53)	(0. 25)	(4. 79)	(2. 7)	(0. 23)	(0.03)		
o				▲ 53%		▲44%		▲88%		

- 注 1. 現行及び改正案欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。
 - CO, NMHC, NOx, PM の単位は g/kWh である
 - ©の、millo、MOX.FRO / #RUIA E/MIC のの。 規制値(CO、MIMIC / MOX.FRO / #RUIA E/MIC / #RUIA E/MIC (表もの。 規制値(ディーゼル黒煙)は、ディーゼル特殊自動車8モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。 表中の▲の数字は、現行の平均値規制値からの削減率を示す。

 - NMHC 欄の現行規制は炭化水素。

図一5 排出ガス基準値の現行と改正案の比較 (パブリックコメントに付した案)

- 定格出力 130kW 以上 560kW 未満の原動機を備えたもの
- 平成23年10月1日 (継続生産車及び輸入車については平成25年4月1日)
- 定格出力 75kW 以上 130kW 未満の原動機を備えたもの
- 平成24年10月1日(継続生産車及び輸入車については平成25年11月1日)
- ・定格出力 56kW 以上 75kW 未満の原動機を備えたもの
- 平成24年10月1日(継続生産車及び輸入車については平成26年4月1日)
- 定格出力 37kW 以上 56kW 未満の原動機を備えたもの
- 平成 25 年 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車については平成 26 年 11 月 1 日)
- 定格出力 19kW 以上 37kW 未満の原動機を備えたもの
- 平成 25 年 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車については平成 27 年 9 月 1 日)

図―6 次期規制の適用開始時期(パブリックコメントに付した案)

リックコメントに付している(図-5,6)。

パブリックコメントの結果を踏まえ、基準を定めて いる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 施行規則 | (平成 18 年経済産業省, 国土交通省, 環境 省令第1号)及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等 に関して必要な事項を定める告示(平成18年経済産 業省, 国土交通省, 環境省告示第1号)」の改正作業 を進めている。

また、技術基準適合車両に付すことのできる基準適 合表示についても、どの時点の技術基準に適合してい るかが、基準適合表示により判別できるよう、基準年 を入れる等の改正を行う予定である。

これらについて、本年の早い時期に公告を行う見込 みである。

2. 建設施工における地球温暖化対策

(1) CO。排出削減の要請

地球温暖化問題は、人間の産業活動等に伴って排出 された人為的な温室効果ガスが主因となって引き起こ されているとする説が有力とされている。大気中の二 酸化炭素(CO₂)やフロンなどの温室効果ガス濃度の 増加により、地球全体の地表および大気の温度が上昇 することで、集中豪雨などの異常気象が頻発し、生態 系に深刻な影響を及ぼすのみならず、伝染病や洪水被 害の増加を通じて人類の生存基盤をもおびやかす可能 性が指摘されており、地球規模での対策が求められる **喫緊の課題とされている。これに対して平成9年に京** 都において「気候変動に関する国際連合枠組条約第3 回締結国会議(京都会議)」が開催され、温室効果ガ スの排出量削減について「京都議定書」が採択された。

わが国については、京都議定書において温室効果ガ スの総排出量を 2008 年から 2012 年の第一約束期間内 に、1990年比で6%削減することを義務づけられたの を受け、平成10年に「地球温暖化対策推進大綱」が 決定されたのに続き、官民における温室効果ガス抑制 策の策定、実施状況の公表を柱とする「温暖化対策推 進法」が制定されたが、我が国における二酸化炭素排 出量全体の推移は1990年度比で増加傾向であり、地 球温暖化対策推進大綱に基づくこれまでの対策を引き 続き実施しても、京都議定書で示された目標が達成出 来ない見通しとなった。

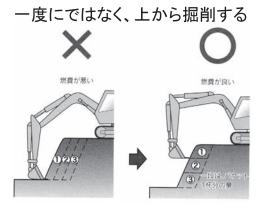
そこで、従来実施している対策・施策に加え追加的 排出削減の達成に向けて、「京都議定書目標達成計画」 が平成17年4月に閣議決定された(平成20年3月改 訂)。建設施工分野では、同計画の中で、「低燃費型建 建設の施工企画 '10.1 7

設機械の使用を奨励し、公共工事において積極的に活用することにより低燃費型建設機械の普及を推進する等、建設施工分野における省 CO₂ 化を推進する。」ことが位置づけられ、温暖化対策を推進している。

(2) 建設施工現場からの CO2 排出削減対策の現状

建設施工分野における CO₂ 排出量においては、建設機械によるものが多くを占めており、建設機械施工において排出抑制に向けた取組が必須である。

建設施工分野における CO₂ 削減対策として,施工 効率の高い工法の採用によるエネルギー消費の低減,高炉セメントなどの CO₂ 排出量の少ない資材の使用,もしくは資材の使用量そのものを削減することが考えられる。そこで国土交通省では,設計計画を行う発注 者側技術者や施工時に施工計画を行う現場技術者を対象とし,CO₂ の排出削減に資する工法,資材,建設機械等の選定や CO₂ 排出量の測定方法等を示した「建設施工における地球温暖化対策の手引き」を平成 15年に策定するとともに,建設機械に直接関与する現場管理者等に対して,燃料消費を抑えた運転方法などをまとめた「省エネ運転マニュアル」を作成し,省エネ運転の普及促進を図っている(図一7)。



図一7 省エネ運転マニュアルより

また、上記の施策を進めると同時に、建設機械の低燃費化も、CO₂排出抑制には欠かせない。これについては、国土交通省では京都議定書目標達成計画に位置づけられた目標を達成するための一環として平成19年11月より、CO₂排出低減建設機械の認定制度を開始している。これは、動力伝達の効率化等による燃費改善が見込める省エネルギー機構を装備した建設機械を認定する制度である。認定された機械を購入する際には、低金利で融資が受けられる支援措置により、買換を促進するものである。

3. おわりに

次期排出ガス規制においては、基準等の国際整合を 考慮するとともに、高度なエンジン制御システムや排 出ガス後処理装置等新たな技術要素の導入を前提とし ており、建設機械メーカーによる開発努力はもとより、 これらの技術の実効性を担保するためには、一定の品 質を確保した燃料の使用や適切な点検整備等、建設機 械ユーザーによる努力も不可欠となっている。

また、一般的にはディーゼルエンジンの低燃費化に係る技術が、NOx や PM などの大気汚染物質の排出抑制対策とトレードオフの関係にあることから、特定特殊自動車の次期排出ガス規制に対応するための新たな技術要素の導入が燃費悪化を引き起こす可能性も想定されるため、総合的な対策技術の開発が求められることとなる。

こういった状況のなか、近年、減速時等の回生エネルギーを電気エネルギーに変換・蓄積し、発電機モーター等を通じて加速時の補助エネルギーとして活用するハイブリッド建設機械など、排出抑制と燃費効率の改善を実現可能とする技術が開発されている。また、カーボンオフセットという点に着目すると、将来的にはBDF等の活用にも目を向けていく必要もあろう。建設施工分野においては、経済発展を損なうことなく環境保全対策を推進していくための更なる技術開発促進と普及支援との総合的な対策の必要があると考える。また建設機械メーカー、ユーザー双方が連携する適切な方策を求めていく必要もあると考えている。

我が国の建設機械は世界規模で普及している国際商品であるため、建設機械からの CO₂ 排出低減にかかる技術開発を促進することは、全世界における CO₂ 排出削減に寄与するものであり、このことは環境先進国としての我が国の使命の一端を担うことにもつながるはずである。

J C M A



[筆者紹介] 森川 博邦(もりかわ ひろくに) 国土交通省 総合政策局 建設施工企画課 施工環境技術推進室 課長補佐